

監査措置状況報告書

令和7年2月14日

対象監査	令和6年度財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）		
監査実施日	令和6年11月7日～12月12日		
担当部署	都市政策部 都市計画課	内線	2313

審 査 の 結 果	対 応 状 況 等	
	報告日現在の状況	措置済
	概 要	
○城山公園 ・使用料の徴収について 指定管理者は、当公園内の食堂等を運営する事業所から使用料を徴収している。 使用料は、高山市都市公園条例第11条で「販売行為を行う場合1人1日200円」とし、使用料の徴収については、同条例施行規則第4条で「許可の際に納入しなければならない」と規定しているが、4月1日に使用を許可しているにもかかわらず、販売行為を行った人数の実績に基づいて、8月と12月の2回にわたって徴収を行っていた。 規則に基づいて適切に徴収されたい。 なお、令和2年度の財政援助団体等監査（原山市民公園）において、販売行為にかかる使用料の徴収は、年間を通じた営業と同条例別表で定める行為とは性質が異なると指摘したところであるが、改善されていなかった。城山公園においてもこの算出方法を適用することが適切か再度検討されたい。	使用料の徴収については、都市公園条例及び同条例施行規則に基づき、適切に徴収するよう指定管理者に対して指導しました。 なお、令和2年度の財政援助団体等監査（原山市民公園）において使用料の算出方法が年間を通じた営業と都市公園条例別表で定める行為（使用料）が性質が異なるとの指摘について、城山公園の施設についても再度検討しましたが、販売などの収入を伴う施設の設置にかかる使用料と、その他の施設の設置にかかる使用料を区分していないことや、年間を通じた営業をしていない施設等があることから、これまでどおり施設の設置にかかる使用料と、販売等にかかる行為（使用料）を許可日数、人数に応じそれぞれ徴収することは適切であると判断しました。	

監査措置状況報告書

令和7年2月14日

対象監査	令和6年度財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）		
監査実施日	令和6年11月7日～12月12日		
担当部署	こども未来部 こども政策課	内線	2946

審 査 の 結 果	対 応 状 況 等	
	報告日現在の状況	検討中
	概	要
○高山市ふれあい児童館・高山市ふれあい老人いこいの家 ・高山市ふれあい会館運営委員会について 高山市ふれあい会館管理条例第6条第1項において、ふれあい会館の運営及び事業に関する重要事項を協議するため、高山市ふれあい会館運営委員会を置くと規定している。 当委員会の開催状況等について確認したところ、令和3年度以降一度も開催されておらず、同条第3項に規定する委員の委嘱も行われていなかった。 長期にわたり委員が不在となっていたことから、委員会の必要性について検討されたい。	直接対話やアンケートなど、様々な方法により利用者意見を反映した施設運営に努めていますが、運営委員会については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり委員委嘱や開催を見合わせていました。 今年度は、条例の規定に基づき委嘱や開催を進めています。 なお、他の児童センターの根拠となる児童館管理条例では、運営委員会の設置規定は無く、高山市ふれあい会館管理条例と不整合となっているため、同条例での委員会設置の必要性を含めた検討を進めます。	

監査措置状況報告書

令和7年2月14日

対象監査	令和6年度財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）		
監査実施日	令和6年11月7日～12月12日		
担当部署	商工労働部 商工振興課	内線	2213

審 査 の 結 果	対 応 状 況 等	
	報告日現在の状況	改善中
	概	要
○ひだ朝日村(朝日やすらぎ館)(朝日こだま館) ・納入金の算定方法について 基本協定第27条第1項に定める納入金は、高山市交流促進施設（道の駅付帯施設）の設置及び管理に関する条例及び施行規則で、総売上高（消費税額及び地方消費税額を除く。）に2.5%を乗じて得た額としている。 当施設における売店・レストランの収支は、著しい物価変動等により利益が大幅に低下し、今期は赤字となったが、その上、多額の納入金の支払いもあり、極めて厳しい決算となっている。 事業実態を考慮することなく、総売上高を納入金の算定基礎としていることに問題があると考え、算定方法の見直しについて検討されたい。	当該施設の納入金につきましては、昨年度の指定管理更新時に現指定管理者と協議を行い、令和6年1月31日に締結した高山市交流促進施設「ひだ朝日村」、胡桃島キャンプ場の管理に関する基本協定書に基づき納付いただいております。 近年、物価高騰や人件費の増大など、社会情勢の急速な変化が影響しており、一部の高山市交流促進施設（道の駅付帯施設）では管理に伴う決算が赤字となるケースもございます。 道の駅付帯施設が利用者ニーズに柔軟に対応し、質の高いサービスを提供することで地域の活性化が図られるよう、今後、納入金の算定方法の見直しを検討します。	

監査措置状況報告書

令和7年2月14日

対象監査	令和6年度財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）		
監査実施日	令和6年11月7日～12月12日		
担当部署	市民活動部 スポーツ推進課	内線	2352

審 査 の 結 果	対 応 状 況 等	
	報告日現在の状況	措置済
	概	要
○高山市民プール ・モニタリング調査の実施について 基本協定第25条では、利用者からの評価等を調査し、適切に把握したうえで、サービスの向上を図るよう規定している。 高山市民プールでは、令和5年度の利用者数11,967人に対し、アンケート件数14件（回収率0.1%）と極めて少ない件数であった。 当該施設は、令和6年7月に赤保木公園と一体的な施設としてリニューアルオープンしたところである。これを契機とし、多くの声を管理運営に反映できるよう意見の収集方法について検討し、魅力的な施設となるよう努められたい。	高山市民プールのモニタリング調査については、これまでWebアンケートの活用により行ってきましたが、令和6年7月のリニューアルオープンにともない、赤保木公園を含めた一体的な利用の推進に向けて、利用者への直接ヒアリングを実施したほか、まちづくり協議会をはじめとする地域との意見交換を行うなどの改善を行いました。 今後は一体施設「赤保木交流広場」として更なる魅力の向上に向けて、これらのモニタリング調査に加え、SNSの活用や利用団体へのアンケート等を実施し、利用者のニーズや評価等の把握に向けて取り組みます。	

監査措置状況報告書

令和7年2月14日

対象監査	令和6年度財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）		
監査実施日	令和6年11月7日～12月12日		
担当部署	総務部 行政経営課	内線	2477

審 査 の 結 果	対 応 状 況 等	
	報告日現在の状況	措置済
	概	要
◎各施設共通事項 ・変更協定書の締結について【城山公園、ひだ朝日村（朝日やすらぎ館）（朝日こだま館）、高山市民プール】 指定管理者制度運用ガイドラインでは、備品購入後は速やかに備品台帳を整備し、変更協定を締結することとしている。 今回の監査において、管理施設や貸与備品の変更があるにもかかわらず、台帳に記載がない施設や変更協定が締結されていない施設が散見された。 今後、基本協定書に定められている管理物件に変更があった際は、速やかに台帳を整備するとともに変更協定を締結されたい。 また、市と指定管理者は、施設や備品の状況を少なくとも年1回以上確認し、台帳との突合を図るよう、適正な施設管理に努められたい。	備品台帳の整備をはじめ貸与備品の適正管理について、過去の監査で指摘された際も所管課に通知していましたが、改めて全ての指定管理施設所管課に対し、指定管理者制度運用ガイドラインに基づき、施設や備品の状況を年に1回以上確認し、貸与備品に変更があった場合は速やかに必要な台帳整備及び基本協定の変更を行うよう周知しました。 行政経営課においても、年度協定の締結等、協定に関する通知を行う際に同様の周知を行い、適正な管理の徹底を図ります。	

監査措置状況報告書

令和7年2月14日

対象監査	令和6年度財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）		
監査実施日	令和6年11月7日～12月12日		
担当部署	総務部 行政経営課	内線	2477

審 査 の 結 果	対 応 状 況 等	
	報告日現在の状況	改善中
	概	要
○各施設共通事項 ・業務計画書の提出について【高山市ふれあい児童館、高山市ふれあい老人いこいの家】 基本協定第21条第1項において、指定管理者は、毎年市が指定する期日までに業務計画書を提出し、市の確認を得なければならないと規定している。 今回の監査において、指定する期日を確認したところ、明確に示されておらず、一部の施設では、4月に入ってから業務計画書が提出されていた。 業務計画書は、業務開始前に所管課が内容をチェックするものであるため、全庁統一した運用が図られるよう業務計画書提出日の明文化について検討されたい	業務計画書の提出日については、業務開始前である前年度中とし、指定管理者制度運用ガイドラインへの明記とともに、次年度の年度協定時に各所管課を通して指定管理者に通知するなど、適切な運用に努めます。	